

埼玉県内分譲マンション管理組合の皆様！

区分所有法 改正に伴う

管理規約改定の
お役立ちキャンペーン
お知らせ



2026年4月1日に施行される改正区分所有法で、**管理規約の一部が無効となります。**

それにより、現在の管理規約に沿って総会を行うと**決議内容が無効となる場合があります。**

そんなトラブルに見舞われないために！

埼玉県マンション管理士会では「**転ばぬ先の杖**」を皆様にご提供いたします。

参加費「**無料**」相談「**無料**」で

「**お役立ちキャンペーン**」を開催します！

県内各地で開催予定ですので、ご都合の良い日時、会場へご来場ください。

開催日時・会場

4月12日（日） 14:00～16:30 浦和コミセン（さいたま市） [詳細案内](#)

4月18日（土） 18:00～19:50 サンシティ（越谷市） [詳細案内](#)

4月26日（日） 13:30～15:30 新座市市民会館（新座市） [詳細案内](#)

5月24日（日） 14:00～15:50 にじいろホール（春日部市） [詳細案内](#)

_月_日（_） _:_~_:_ （_____市）

主催：一般社団法人 埼玉県マンション管理士会

お問い合わせ：smk-jimu@saitama-mankan.com

TEL 048-711-9925 FAX 048-711-9952

事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂1-13-5